

神奈川と静岡の県境をまたぐ道路（伊豆湘南道路）に関する協議会

設立について

県境道路の状況（小田原～熱海）

山が海岸まで迫る急峻な地形
古くから交通の難所



海と山に挟まれた道路



観光期の渋滞

神奈川・静岡県境における道路ネットワークの連携強化に向けた検討が早急に必要！



平成30年の台風12号による被害（国道135号、熱海ビーチライン）

【勉強会】

平成30年の台風被害を契機に、新たな道路の実現に向けた機運が高まり、神奈川・静岡両県と関係市町は関係課長などで構成する「勉強会」で課題等を整理



- ・道路ネットワークが脆弱
- ・人流、物流の拡大への対応
- ・観光シーズンの渋滞
- ・緊急搬送を支える道路が必要
- etc.

今□

これをさらに
格上げ

【協議会設立】

会員

神奈川県、小田原市、真鶴町、湯河原町、
静岡県、熱海市、函南町

の担当部局長

(オブザーバー：横浜国道事務所、沼津河川国道事務所)

役割

- ・県境における現状や課題に係る情報共有、意見交換
- ・新たな道路（伊豆湘南道路）の実現に向けた検討
- ・住民からの意見聴取 など

関係者が連携して
新たな道路「伊豆湘南道路」のルート帯を検討！

「神奈川と静岡の県境をまたぐ道路（伊豆湘南道路）に関する協議会」会則

（名称）

1 本協議会は、「神奈川と静岡の県境をまたぐ道路（伊豆湘南道路）に関する協議会（以下、「協議会」という。）」と称する。

（趣旨）

2 協議会は、神奈川・静岡県境における道路ネットワークの更なる連携強化に向けた検討や情報共有等を行うため、設置するものである。

（業務）

3 協議会は、前項の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を行うものとする。

（1）神奈川・静岡県境における地域の現状や課題に係る情報提供、情報共有及び意見交換

（2）神奈川・静岡県境における新たな道路（伊豆湘南道路）の実現に向けた検討

（3）住民等からの意見聴取に関すること

（4）その他、必要な事項

（構成機関）

4 本協議会は、神奈川県、静岡県、小田原市、真鶴町、湯河原町、熱海市、函南町で構成し、会議の会員は、別表1に掲げるものとする。

（事務局）

5 協議会の事務局は、神奈川県及び静岡県に置くものとし、協議会の円滑な運営にあたることとする。

（オブザーバー）

6 会員は、必要に応じて、オブザーバーの参加を求めるものとする。

（ワーキンググループ）

7 協議会にワーキンググループ（以下、WG）を置き、WGが具体的な作業を行うものとする。

（分科会）

8 必要に応じて、分科会を置き、特定課題を検討するものとする。

（その他）

9 この会則に定めることのほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会に諮り定めるものとする。

（附則）

この会則は、令和2年12月22日から施行する。

【別表1】

会員

所 属		役 職
神奈川県	県土整備局道路部	部長
静岡県	交通基盤部道路局	局長
小田原市	建設部	部長
真鶴町	まちづくり課	課長
湯河原町	土木グループ	参事
熱海市	観光建設部	部長
函南町	建設経済部	部長

オブザーバー

所 属		役 職
国土交通省	横浜国道事務所	副所長
国土交通省	沼津河川国道事務所	副所長